

皮膚の学校感染症について

すでに保育園・幼稚園・学校ではプールが始まっている事でしょう。このほど日本臨床皮膚科学会と日本小児皮膚科学会が「皮膚感染症とプールに関する統一見解」を再度発表しました。（同様な内容を「たま通信 93号、平成25年6月13日発行」にもあります）

1) 伝染性膿痂疹（とびひ）

かきむしったところの滲出液、水疱内容などで次々にうつります。プールの水ではうつりませんが、直接接触、タオル、プラスチック製品、木材などを介して他の人にうつす恐れがありますので、プールや水泳は治るまで禁止して下さい。

（学校保健法によりプール水の遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L以上と規定されています。黄色ブドウ球菌は0.10 mg/Lの濃度で、溶連菌は0.25 mg/Lで15～30秒で死滅します。）

2) 伝染性軟属腫（みずいぼ）

プールの水ではうつりませんので、プールに入っても構いません。ただし、タオル、浮輪、ビート板などを介してうつることがありますから、これらを共用することはできるだけ避けて下さい。プール後の手洗い、シャワー浴で肌をきれいに洗うことにより感染を低下させます。

3) 頭虱（あたまじらみ）

アタマジラミが感染しても、治療を始めればプールに入っても構いません。ただし、タオル、ヘアブラシ、水泳帽などの貸し借りはやめましょう。

（あたまじらみはプール水の塩素濃度では死滅しませんが、ヒトの頭髪をしっかりと把持しており、水の中に浸っても離れることはありません。）

4) 疥癬（かいせん）

肌と肌の接触でうつります。（ダニが原因）ごくまれに衣類、寝床、タオルなどを介してうつることがありますが、プールの水ではうつることはありません。治療を始めればプールに入っても構いません。

（感染者には虫体がわずか10～15匹しかいないため、濡れた皮膚から1匹が這い出る可能性は非常に低いです）

※ 蟻虫（ぎょうちゅう）：

プールがある日は、その朝にお尻をきれいに洗う事でプール可となります。（日本寄生虫学会の見解）治療薬の開始後であれば問題ありません。

（たまなは）